

国官運安 2 1 3 号
令和 5 年 3 月 2 3 日

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第一百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

標記について、運輸審議会答申（令和 5 年 3 月 2 3 日付国運審第 8 0 号）に基づき、別添のとおり定める。

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 制度創設時からの考え方

運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を行い、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、組織的な安全管理を実施すべき運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

(2) これまでの取組と今後の進め方

法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者の運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築されている。また、事故件数、事故原因等から見ても一定の効果が現れてきている。

さらに、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として全ての貸切バス事業者に対する実施を徹底してきた運輸安全マネジメント評価が概ね完了し、これら事業者の安全管理体制等の向上にも寄与してきたところである。今後はこれらの評価を通じて得られた知見も踏まえつつ、より多くの事業者の安全管理体制の底上げに資する効果的な手法の導入などにも積極的に取り組むべきである。

一方で、令和4年4月の知床遊覧船事故を受け、小規模な海運事業者に対してハード・ソフトの規制強化のみならず、事業者の安全意識の向上が急務となっていることから、運輸安全マネジメント評価による対応を強化するべきである。

このように、運輸安全マネジメント制度は運輸事業の安全性の向上に有効であり、今後も着実に推進していくことが必要である。また、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき新たな事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要である。

このため、今後の運輸安全マネジメント制度については、

第一に、近年激甚化が顕著な自然災害への対応について評価時に重点的に確認するとともに、テロや感染症への対応についても評価の対象としていくこと、

第二に、貸切バス事業においては、比較的規模の大きな事業者や新規参入事業者等に対する評価に重点を置きつつ実施すること、

第三に、小規模な海運事業者に対しては、運輸安全マネジメントの重要性を啓発する取り組みを強化するとともに、特に小型旅客船を用いて平水区域以外の水域において人の運送をする不定期航路事業を営む者（以下「小型旅客船不定期航路事業者」という。）について、運輸安全マネジメント評価を重点的に実施すること、

第四に、中小規模事業者に対しては、「第三者認定機関」による評価（平成21年10月開始）や認定セミナー（平成25年7月開始）に加えて、オンライン等も活用した効果的な啓発活動等を促進するほか、事業規模及び取組の進捗状況に応じた安全管理体制の構築を促す

こと、

第五に、これまでの評価結果を踏まえて、ヒヤリ・ハット情報の活用や事業者自身が行う内部監査及びマネジメントレビューへの取組のレベルアップ等を図ること、

といった対応が求められている。

2. 今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点

1. の基本的な考え方を踏まえ、今後の運輸安全マネジメント評価の実施にあたっては、これまでの評価の取組を推進していくとともに、以下の点に重点を置いて進めることとする。

(1) 自然災害への対応を評価において重点的に確認

自然災害が頻発化・激甚化する中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっており、令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」を策定したところである。今後、国土交通省において必要な体制を整備しつつ、自然災害への対応について運輸安全マネジメント評価において重点的に確認する。

(2) テロ等への対応を評価において確認するための手法を整備

運輸事業者におけるテロへの対応について、ハード・ソフトの対策の現状や先進事例の情報収集等を行い集約した知見を共有し、その対応が求められる事業者を中心に評価を実施する。また、感染症への対応についても、効果的な手法を検討し評価を実施する。

(3) 小規模な海運事業者等に対する運輸安全マネジメントの推進

小規模な海運事業者に対して運輸安全マネジメントの重要性を個別に啓発する取り組みを強化するとともに、特に、小型旅客船不定期航路事業者については、事業規模、経営状況等の態様や運行（航）環境等に即してメリハリをつけた小規模事業者のための評価手法を検討した後、経営トップの交代があった事業者、事故を発生させた事業者等を先行したうえで、今後概ね5年間を目途に、運輸安全マネジメント評価を実施する。なお、上記の小規模事業者のための評価手法につ

いては、他の交通モードの小規模事業者に対する評価においても活用する。また、小規模事業者の実態を把握するため、評価回数が多く十分な運輸安全マネジメントの取り組みが確認されている大手事業者の評価の頻度を見直す等により、地方運輸局のみならず本省からも小規模事業者の運輸安全マネジメント評価に参加する。

(4) 中小規模事業者への浸透

中小規模事業者に対して、「第三者認定機関」による評価や認定セミナーの活用を引き続き促進するほか、オンラインを活用した普及啓発や運輸安全マネジメントの基礎的な知識の提供にも取り組むなど、運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図る。

(5) 安全統括管理者の活動の支援

運輸安全マネジメント制度における安全管理体制の構築においては、各事業者が選任する安全統括管理者の役割が極めて重要であり、安全統括管理者の社内外における活動を円滑化することが必要である。

国土交通省では、安全管理に関する有益な情報の共有を促進するため、平成29年より安全統括管理者会議（安統管フォーラム）を開催しているが、今後も継続して開催するとともに、現在は本省主催で開催している安統管フォーラムについて、各地方運輸局においても実施する。

また、中小規模事業者や評価の立入頻度の低い事業者の安全統括管理者に対して、オンラインを活用した有益な情報の共有、適時・適切な助言等を新たに実施する。

(6) 運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

法施行後の実施状況を踏まえると、運輸安全調査官に求められる技量は、多様化、高度化しつつある。運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るため、外部機関との連携等による人材育成方策の強化や法施行後の評価事例を類型化したデータベースの作成等による効果的な評価の基盤を強化する措置を講じる。

また、本省と地方運輸局等の合同評価・研修の実施等による評価に関する知見・要領の技術移転等を通じて、地方運輸局における自然災害等の新たな事柄についての運輸安全マネ

ジメント評価の実施体制を強化する。

3. 運輸安全マネジメント評価実施方針

(1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

安全管理体制の構築の取組の途上にある運輸事業者においては、まずは自らの組織に即したPDCAサイクルを機能させることを最優先に取り組むことが望まれる。一方、既にPDCAサイクルに基づく取組を推進している運輸事業者においては、安全管理体制の更なるスパイラルアップを図るべく継続的に取り組むべきである。また、いずれの運輸事業者においても、経営トップのリーダーシップや法令遵守は、安全管理の根幹をなすものであり、これを踏まえた取組を行うことが必要である。

さらに、法施行後の実施状況から、多くの運輸事業者において未だ取組の改善の余地が大きいことが明らかになっている事項については、運輸安全調査官が積極的に助言を行い、取組を促すことが必要である。

以上のことから、今後、安全管理規程に基づいた安全管理体制に関し、以下の項目の確認を重点的に行い、必要に応じ、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- ① 経営トップを含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ② 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。また、特に、取組の進んでいる運輸事業者にあつては、当該見直し及び継続的改善を踏まえた安全管理体制の向上のための新たな計画の作成がなされているか。
- ③ 多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きいことが明らかになっている「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」及び「マネジメントレビュー」について、取組がなされているか。
- ④ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実

施は行われているか。

- ⑤ 近年頻発化・激甚化している自然災害について、事業者の意識の向上と具体的な取組がなされているか。また、テロや感染症などへの対応に関する取組がなされているか。

(2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 大臣官房運輸安全監理官において、本方針に沿った運輸安全マネジメント評価実施要領を作成し、当該要領に基づいて実施する。この際、保安監査実施部局と十分な連携を図る。
- ③ 経営トップ、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、ガイドライン等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ ガイドライン中、運輸事業者における取組が相対的に進んでいない事項について、法施行後の評価事例を類型化したデータベースの活用を視野に入れつつ、当面は、取組が進捗している運輸事業者の事例を提供する等運輸事業者の具体的な行動に結びつく助言を行う。
- ⑤ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、評価実施事業者に対するアンケート調査、日ごろ連携している安全統括管理者からの意見等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

- (4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて
- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、経営トップとの認識の共有を図る。
 - ② 運輸安全マネジメント評価の結果については、事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、毎年度実施したものを全体概要としてとりまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、評価を実施した旨をホームページ等で公表する。
- (5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画
- ① 評価実施計画を定めるにあたっては、運輸事業者における経営トップ等の交代や、組織変更による安全管理体制への影響、事故・行政処分等への対応、運輸安全マネジメント評価への対応状況等を踏まえ、評価の緊急性・必要性を総合的に判断して、評価実施時期を決定する。
 - ② 貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、令和3年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」の優先付けに基づき、平成28年2月以降の新規許可事業者のうち評価未実施者、一定規模（50両）以上の貸切バス事業者その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者を主として対象としつつ、計画的な評価を着実に実施する。
 - ③ 小型旅客船不定期航路事業者について、事業者に即した評価手法により、年間50から60事業者を目安として運輸安全マネジメント評価を実施する。
 - ④ 鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間350から400事業者程度を目安としつつ、重大事故の発生や感染症の流行など、運輸安全マネジメント評価を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、計画的かつ効率的に実施する。

4. その他

- (1) 本方針は、令和5年4月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。

- (3) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインについては、本方針の改正に伴う所要の見直しを行う。
- (4) 運輸事業者による効果的・効率的な安全管理体制の構築のため、引き続き、情報通信分野の技術革新を活用するための検討を進める。
- (5) 運輸安全マネジメント制度の一般の方等への周知について、検討を進める。また、運輸事業者自身が自社の運輸安全マネジメントの取組について公表することも促進する。
- (6) 大臣官房運輸安全監理官は、本方針の施行後5年を経過した時点において、本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。